

報告第十一号

平成二十一年度江戸川区一般会計の事故繰越の繰越使用について

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十三条第三項の規定により、平成二十一年度江戸川区一般会計の事故繰越の繰越使用について、別紙計算書のとおり報告する。

平成二十二年六月二日

江戸川区長 多田正見

平成21年度 江戸川区一般会計事故繰越繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
9土木費	6河川費	排水場の維持補修費 (前野排水場樋管閉塞処理工事)	千円 22,651	千円 7,200	千円 15,451	千円 0	千円 15,451	千円 0	千円 0	千円 15,451	欄外に記述
合 計			22,651	7,200	15,451	0	15,451	0	0	15,451	

(説明)

前野排水場樋管閉塞処理工事に当たり、閉塞箇所を掘削した際に、不測のコンクリート埋没物が存在し、それを除去するのに相当の時間を要したため、年度内の工事完了が困難となった。そこで、早期完成に向けて翌年度へ繰り越すこととする。

平成22年6月2日
江戸川区長 多田正見